

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十二号

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の次に次の五条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第七条の三 知事は、法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各納期限及びその納期限ごとの分割金額を定めるものとする。

2 知事は、徴収の猶予を受けた者が、前項の規定により定めた各納期限までに、その納期限ごとの分割金額を納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、同項の規定により定めた分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各納期限及びその納期限ごとの分割金額を変更することができる。

3 知事は、第一項の規定により分割して納付し、若しくは納入すべき徴収金の各納期限及びその納期限ごとの分割金額を定めたとき又は前項の規定により分割して納付し、若しくは納入すべき徴収金の各納期限及びその納期限ごとの分割金額を変更したときは、その旨を徴収の猶予を受けた者に対し通知するものとする。

4 前三項の規定は、法第十五条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次条第五項において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合について準用する。
(徴収猶予の申請手続等)

第七条の四 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額

- 三 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- 四 猶予を受けようとする期間
- 五 分割の方法により納付又は納入を行うかどうかの別（分割の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各納期限及びその納期限ごとの分割金額を含む。）
- 六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - 四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- 5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - 二 徴収の猶予を受けた期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - 三 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。
- 7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第七条の五 第七条の三第一項から第三項までの規定は、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)及び同条第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長をする場合について準用する。この場合において、第七条の三第一項中「する金額」とあるのは「する金額(その納付又は納入を困難とする金額として地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)で定める額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第七条の六 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 第七条の三第一項から第三項までの規定は、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予(以下この項において「申請による換価の猶予」という。)及び同条第三項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長をする場合について準用する。この場合において、第七条の三第一項中「する金額」とあるのは「する金額(その納付又は納入を困難とする金額として地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)で定める額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

3 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各納期限及びその納期限ごとの分割金額

三 第七条の四第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

4 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第七条の四第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第七条の四第一項第六号に掲げる事項

二 第七条の四第五項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第三項第二号に掲げる事項

6 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第七条の七 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予を受けようとする金額が百万円以下である場合、猶予を受けようとする期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第三十四条第四項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正)

第二条 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改め、「担保について」の下に、「それぞれ」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）第七条の

三、第七条の四及び第七条の七（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法

（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成二十七年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第七条の五及び第七条の七（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第七条の六及び第七条の七（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予

に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に納期限が到来する徴収金について適用する。